三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、三鷹市耐震改修促進計画に基づき、地震発生時における建築物の倒壊の被害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市内に存する分譲マンションの耐震化促進に要する費用の一部を助成することにより、災害に強い三鷹市の実現を目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 分譲マンション　２以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物で人の居住の用に供する専有部分（同条第３項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものを含む。）のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であり、かつ、地階を除く階数が３階以上のものをいう。

(2) 管理組合　分譲マンションの管理を行う区分所有法第３条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第１項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(3) 耐震アドバイザー　次に掲げる資格のいずれかを有する者で、耐震化に向けて必要な助言等を行うものをいう。

ア　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）

イ　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第２条第５号に規定するマンション管理士

ウ　弁護士

エ　再開発プランナー

オ　ファイナンシャルプランナー

(4) 耐震アドバイザー派遣　助成対象となる分譲マンションに対して、耐震アドバイザーから直接現地にて助言を受ける事業をいう。

(5) 耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第２条第１項の耐震診断に基づき、地震に対する建築物の安全性を評価する事業をいう。

(6) 補強設計　耐震診断に基づく分譲マンションの補強工事の設計をする事業をいう。

(7) 耐震改修　耐震改修促進法第２条第２項に規定する事業をいう。

(8) 耐震化指針　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に示された指針をいう。

(9) 評定　耐震化指針に適合するかどうかを評価することをいう。

(10) 評定機関　東京都が耐震改修促進法第17条の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定に当たり評定を行う専門機関として指定した機関をいう。

(11) 診断機関　次に掲げるいずれかのものをいう。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関

イ　建築士法第３条から第３条の３までの規定に基づき分譲マンションと同種同等の建築物を設計することができる建築士

ウ　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関

（助成対象事業）

第３条　助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 耐震アドバイザー派遣

(2) 耐震診断

(3) 補強設計

(4) 耐震改修

２　同一の土地において複数の棟から成る分譲マンションについて、市長が別に定める条件に適合するときは、それぞれの棟を助成対象とする。

３　第１項の各号に規定する事業は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

(1) 耐震化指針に適合した事業であること。

(2) 市が社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年３月26日付け国官会第2317号）又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和３年３月31日付け国住街第223号、国住市第156号）に基づく補助を受ける事業であること。

(3) 三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱（平成24年４月10日施行）に基づく特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象とならないこと。

(4) 昭和56年５月31日以前に建築基準法第６条第１項に基づく確認又は同法第18条第２項に基づく通知を受けて工事に着手したものであること。

(5) 費用について他の助成金等の交付を受ける事業でないこと。

4　第１項第２号に規定する耐震診断は、前項各号のほか次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

(1) 診断機関による耐震診断の実施後、評定機関による評定を受けるものであること。

(2) 耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めるものであること。

5　第１項第３号に規定する補強設計は、第３項各号のほか次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

(1) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された助成対象となる分譲マンションについて、耐震改修後に非木造の建築物における構造耐震指標（以下「Is値」という。）が0.6以上相当となるよう計画されたものであること。

(2) 評定機関による評定を受けるものであること。

(3) 建築基準法又は関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

6　第１項第４号に規定する耐震改修は、第３項各号のほか次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

(1) 耐震診断の結果、Is値が0.6未満相当であること、又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(2) 耐震改修後にIs値が0.6以上相当となるよう計画された事業であること。

(3) 建築基準法又は関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

(4) 次に掲げる要件を満たす者により工事監理（建築士法第２条第８項に規定する工事監理をいう。）が行われるものであって、当該耐震改修に係る工事の施工者と利害関係の生じない第三者であること。

ア　一般社団法人東京都建築士事務所協会に登録された事務所に所属している者のうち、耐震診断技術者として当該協会から認められた者

イ　特定非営利活動法人耐震総合安全機構に登録された事務所に所属している者のうち、耐震診断技術者として当該団体から認められた者

ウ　一般財団法人日本建築防災協会が行う「国土交通大臣登録　鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習」、「国土交通大臣登録　鉄骨造耐震診断資格者講習」、「国土交通大臣登録　鉄

骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習」のうち、助成対象となる建築物の構造に応じた講習を受講した者

エ　建築士法第３条又は第３条の２の規定による設計及び工事監理をすることができる建築士

（助成対象者）

第４条　この要綱による助成を受けることができる者は、助成対象事業を実施する分譲マンションの管理組合とする。

２　前項に規定する管理組合は、耐震診断、補強設計又は耐震改修の助成を受けようとするときは、事業を実施する分譲マンションの耐震化を図るため、当該事業の実施について区分所有法の定めるところによる集会の決議をしていなければならない。

（助成対象費用）

第５条　助成対象費用は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耐震アドバイザー派遣に要する費用

(2) 耐震診断に要する費用

(3) 補強設計に要する費用

(4) 耐震改修に要する費用

２　助成対象費用の額は、助成対象事業に実際に要した前項各号に掲げる費用又は別表第１の助成対象費用の限度額の欄に定める額のいずれか低い額とする。

（助成金の額等）

第６条　助成金の額は、別表第１の助成金額の欄に定める額とする。

２　助成金の交付は、前条第１項第１号に掲げる費用の助成については同一の分譲マンションの管理組合につき５回まで、第２号、第３号及び第４号に掲げる費用の助成については同一の分譲マンション１棟につき１回に限るものとする。

３　第１項の規定により算定した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

４　助成対象事業が複数年度にわたるものである場合における助成金の総額は、当該助成対象事業が同一年度内に完了する場合における助成金の額を超えないものとする。

５　助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（事前協議）

第７条　助成対象事業の助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請の前に、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業事前協議書（様式第１号）に別表

第２に規定する図書を添えて市長に提出し、この要綱の要件を満たすか否かの確認を受けるものとする。

(1) 次条第１項の承認を受けなければならない場合　次条第１項の規定による申請

(2) 前号以外の場合　第10条の規定による申請

（全体設計の承認）

第８条　助成対象事業（耐震アドバイザー派遣を除く。）の助成を受けようとする者のうち、当該助成対象事業が複数年度にわたる見込みのものは、初年度の助成金の交付申請の前（初年度に助成金の交付申請を行わないときは、助成対象事業に係る契約の締結前）に、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業全体設計承認申請書（様式第２号）に別表第２に規定する図書を添えて市長に申請し、当該助成対象事業に係る事業の内容、年度ごとの助成対象費用及び事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業全体設計承認通知書（様式第３号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、その旨を三鷹市分譲マンション耐震化促進事業全体設計不承認通知書（様式第４号）により第１項の規定による申請をした者に通知するものとする。

４　全体設計の承認を受けた事業に係る各年度の助成金の額の算定に当たっては、全体設計の承認を受けた事業に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全体設計の助成対象費用に基づき算出した額に各年度事業の事業割合を乗じた額の範囲内とする。

（全体設計の変更）

第９条　前条第２項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた後、第11条の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受ける前に、全体設計の事業の総額、事業完了予定時期等を変更する場合は、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業全体設計変更承認申請書（様式第５号）に別表第２に規定する図書を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業全体設計変更承認通知書（様式第６号）により当該申請をした者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による審査の結果、承認しないことを決定したときは、その旨を三鷹市分

譲マンション耐震化促進事業全体設計変更不承認通知書（様式第７号）により第１項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第10条　助成を受けようとする者（第８条第２項による通知を受けた者のうち、初年度に助成金の交付申請を行わないものを除く。）は、第７条の規定による協議が整った後、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付申請書（様式第８号）に別表第２に規定する図書を添えて市長に対し当該助成対象事業の助成金の交付に係る申請をしなければならない。

２　助成対象事業が複数年度にわたるものである場合における前項の規定による申請は、助成を受けようとする各年度において行わなければならない。

３　第１項の申請は、助成対象事業に係る契約の締結の前に行わなければならない。ただし、当該助成対象事業（耐震アドバイザー派遣を除く。）が複数年度にわたるものである場合には、当該複数年度のうち初年度を除き、この限りでない。

４　第１項の助成を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定）

第11条　市長は、前条第１項による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付決定通知書（様式第９号）又は三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（様式第10号）により当該申請をした者に通知するものとする。

２　市長は、交付の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

（権利譲渡の禁止）

第12条　前条第１項の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成対象事業の実施）

第13条　交付決定者は、交付決定の通知を受けた後、速やかに助成対象事業に係る契約を締結し、助成対象事業に着手するとともに、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業着手届出書（様式第11号）に別表第２に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、助成対象事業が複数年度にわたり、かつ、当該複数年度の初年度に助成金の交付を受けない場合であって、第８条第１項の規定による承認を受けた場合は、第８条

第２項の規定による通知後に、当該助成対象事業に係る契約を締結し、事業に着手することができるものとする。

（助成対象事業内容の変更）

第14条　交付決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次の各号に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業内容変更届出書（様式第12号）に別表第２に規定する図書を添えて市長に届け出なければならない。

(1)　事業工程の大幅な変更

(2)　申請内容の大幅な変更

２　交付決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付変更申請書（様式第13号）に別表第２に規定する図書を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。

３　市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、承認したときは助成金の交付の変更を決定し、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付変更承認通知書（様式第14号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

４　市長は、前項に規定する審査の結果、承認しないことを決定したときは、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付変更不承認通知書（様式第15号）により、第２項の規定による申請をした交付決定者に通知するものとする。

（取りやめ）

第15条　交付決定者は、事情により助成対象事業を取りやめるときは、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業取りやめ届出書（様式第16号）により届け出なければならない。

（完了報告）

第16条　交付決定者は、助成対象事業の全部が完了したとき、又は複数年度にわたる助成対象事業について各年度の事業が終了したときは、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業完了報告書（様式第17号）に別表第２に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

２　交付決定者は、助成対象事業の全部が完了した後又は複数年度にわたる助成対象事業について各年度の事業が終了した後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に対し、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金消費税仕入控除税額報告書（様式第18号）に別表第２に規定する図書を添えて提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該消費税仕入控除税額に係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ず

るものとする。

（助成金の額の確定）

第17条　市長は、前条第１項の報告書を審査し、当該報告に係る事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付するべき助成金の額を確定し、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付額確定通知書（様式第19号）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第18条　前条の通知を受けた交付決定者（以下「助成確定者」という。）は、速やかに市長に助成金を請求するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、助成確定者は、助成金の受領の権限を当該助成対象事業を実施した者に委任することができる。

３　助成確定者は、前項の規定により助成金の受領の権限を委任するときは、当該委任を証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第19条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第20号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第20条　市長は、前条第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第21条　市長は、第16条第３項及び前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につ

き、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

２　市長は、第16条第３項及び前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ、未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

（延滞金の計算）

第22条　前条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（財産処分の制限）

第23条　交付決定者は、助成金の交付により取得し、又は効用の増加した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（関係帳簿等の備付け）

第24条　交付決定者は、助成対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を助成対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

附　則

この要綱は、令和６年７月11日から施行し、令和６年７月１日から適用する。

附　則（令和７年４月１日施行）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成金額
耐震アドバイザー派遣に要する費用	50,000円	助成対象費用の額
耐震診断に要する費用	次に掲げる額の合計額。ただし、設計図書の復元、評定機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算することができる。 １　面積1,000㎡以下の部分は、当該延べ面積に3,670円／㎡を乗じて得た額 ２　面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分は、当該延べ面積に1,570円／㎡を乗じて得た額 ３　面積2,000㎡を超える部分は、当該延べ面積に1,050円／㎡を乗じて得た額	助成対象費用の2/3を乗じて得た額とし、その額が2,000,000円を超える場合は2,000,000円とする。
補強設計に要する費用	延べ面積に2,000円／㎡を乗じて得た額	助成対象費用の2/3を乗じて得た額とし、その額が2,000,000円を超える場合は2,000,000円とする。
耐震改修に要する費用	次に掲げる額の合計額。 １　面積1,000㎡未満は、39,900円／㎡を乗じて得た額 ２　面積1,000㎡以上は、51,700円／㎡（耐震診断の結果、Is値が0.3未満の場合は56,900円／㎡）を乗じて得た額。ただし、免震工法等特殊な工法の場合は86,400円／㎡とする。	助成限度額は、面積1,000㎡未満の場合は、助成対象費用に100分の23を乗じて得た額とし、面積1,000㎡以上の場合は、助成対象費用の1/3を乗じて得た額とする。ただし、その額が20,000,000円を超える場合は20,000,000円とする。

別表第２（第７条、第８条、第９条、第10条、第11条、第13条、第14条及び第16条関係）

様式名	添付図書
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業事前協議書（様式第１号）	ア　確認通知書（写）又は建築確認記載事項証明書 イ　建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（申請者分に限る。） ウ　法人全部事項証明書（法人の場合） エ　その他市長が必要と認めた書類
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業全体設計承認申請書（様式第２号）	ア　建築物等の概要が確認できる書類（案内図、配置図及び各階平面図等） イ　見積書（助成対象事業の積算根拠が明確なもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの支払い額が分かるもの） ウ　工程表（助成対象事業の全体の工程が分かるもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの出来高が分かるもの） エ　その他市長が必要と認めた書類
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業全体設計変更承認申請書（様式第５号）	ア　事業費の変更に係る見積書（助成対象事業の積算根拠が明確なもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの支払い額が分かるもの） イ　事業期間の変更に係る工程表（助成対象事業の全体の工程が分かるもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの出来高が分かるもの） ウ　その他市長が必要と認めた書類
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付申請書（様式第８号）	(1)　共通図書 ア　建築物等の概要が確認できる書類（案内図、配置図及び各階平面図等） イ　見積書（助成対象事業の積算根拠が明確なもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの支払い額が分かるもの） ウ　工程表（助成対象事業の全体の工程が分かるもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの出来高が分かるもの） エ　その他市長が必要と認めた書類 (2)　耐震アドバイザーに係る申請時に要する図書 ア　耐震アドバイザーが第２条第３号に掲げる者であることを証する書面（写） イ　派遣計画書（事業の内容が分かるもの） (3)　耐震診断に係る申請時に要する図書 ア　診断者が第２条第11号に掲げる者であることを証する書面（写） イ　管理組合の規約と耐震診断の実施を決議したことが分かる書類（写） ウ　建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（イ項の書類において署名した区分所有者分） エ　法人全部事項証明書（法人の場合）

	オ　診断計画書（事業の内容が分かるもの） (4)　補強設計に係る申請時に要する図書 ア　設計者が第２条第11号に掲げる者であることを証する書面（写） イ　耐震診断結果報告書（概要） ウ　管理組合の規約と補強設計の実施を決議したことが分かる書類（写） エ　建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（ウ項の書類において署名した区分所有者分） オ　法人全部事項証明書（法人の場合） カ　補強設計計画書（事業の内容が分かるもの） (5)　耐震改修に係る申請時に要する図書 ア　工事監理者が第３条第６項第４号に掲げる者であることを証する書面（写） イ　補強設計結果報告書（概要） ウ　管理組合の規約と耐震改修の実施を決議したことが分かる書類（写） エ　建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（ウ項の書類において署名した区分所有者分） オ　法人全部事項証明書（法人の場合） カ　耐震改修計画書（事業の内容が分かるもの）
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業着手届出書（様式第11号）	ア　契約を締結したことが分かる書類（写） イ　工程表（助成対象事業の全体の工程が分るもの。事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに出来高が分かるもの）
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業内容変更届出書（様式第12号）	ア　申請内容の変更を示す書類 イ　その他市長が必要と認めた書類
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付変更申請書（様式第13号）	ア　申請内容の変更を示す書類 イ　変更に係る見積書 ウ　その他市長が必要と認めた書類
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業完了報告書（様式第17号）	(1)　共通図書 ア　対象事業に要した費用の明細書等（写） イ　対象事業に要した費用の領収書（写） (2)　耐震アドバイザーの完了時に要する書類 ア　耐震アドバイザー派遣結果報告書 イ　その他市長が必要と認めた書類 (3)　耐震診断の完了時に要する書類 ア　耐震診断結果報告書 イ　耐震診断結果に対する認定書 ウ　その他市長が必要と認めた書類 (4)　補強設計の完了時に要する書類 ア　補強設計結果報告書 イ　補強計画に係る認定書 ウ　その他市長が必要と認めた書類

	(5) 耐震改修の完了時に要する図書 ア　工事の着手前、中間時及び完了時の写真 イ　その他市長が必要と認めた書類
三鷹市分譲マンション耐震化促進事業助成金消費税仕入控除税額報告書（様式第18号）	ア　消費税仕入控除税額を示す書類 イ　その他市長が必要と認めた書類